

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律施行規則の制定について

令和 4 年 6 月 22 日
内閣府男女共同参画局

1. 題名

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律施行規則（令和 4 年内閣府令第 41 号）

2. 制定の趣旨

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和 4 年法律第 78 号。以下「ＡＶ出演被害防止・救済法」という。）の施行に伴い、所要の施行規則を定めるものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、ＡＶ出演被害防止・救済法の施行に伴い所要の施行規則を定めるもので、公布日の翌日施行とされているＡＶ出演被害防止・救済法の公布・施行と同時に公布・施行する必要がある、行政手続法第 39 条第 4 項第 1 号に掲げる「公益上、緊急に命令等を定める必要がある場合」に該当するため、同法に定める意見公募手続を行いませんでした。

5. 公布日・施行日

- ・ 公布日：令和 4 年 6 月 22 日
- ・ 施行日：令和 4 年 6 月 23 日

(参考)

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八 （略）